

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 7 月24日
【発行者の名称】	株式会社インターパーク
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 船越 裕勝
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区大通西十丁目 4 番14号
【電話番号】	011-219-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 上山 裕幸
【担当J-Adviserの名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jia-ltd.com/ir/
【電話番号】	03-6804-6805
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年 8 月28日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第 3 項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社インターパーク https://www.interpark.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期(中間)
決算年月	2023年 8 月	2024年 8 月	2025年 8 月	2026年 2 月
売上高 (千円)	640,522	671,348	745,117	407,563
経常利益又は経常損失(△) (千円)	21,590	△61,847	25,622	8,012
当期(中間)純利益又は当期純損失(△) (千円)	15,611	△56,844	29,657	5,230
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数 (株)	400,000	400,000	400,000	400,000
純資産額 (千円)	28,504	△28,340	1,305	6,535
総資産額 (千円)	298,724	250,864	304,604	327,336
1株当たり純資産額 (円)	17.71	△17.82	0.72	3.99
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	9.76	△35.53	18.54	3.27
潜在株式調整後1株当たり 当期(中間)純利益金額 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
自己資本比率 (%)	9.49	△11.36	0.38	1.95
自己資本利益率 (%)	76.0	—	—	138.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	14,882	△60,816	66,546	△5,235
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	13,525	2,245	△18,580	7,595
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	15,897	12,542	△6,485	18,190
現金及び現金同等物 の期末(中間期末)残高 (千円)	166,038	120,009	161,491	182,041
従業員数 (外、臨時雇用人員) (名)	49 (—)	53 (3)	51 (4)	50 (4)

- (注) 1. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、第22期、第24期及び第25期(中間)については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、第23期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第23期の自己資本利益率については、債務超過となったため、また、第24期は期首において債務超過であるため、記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の人員を（ ）内に外数で記載しております。
8. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第24期の財務諸表について太陽有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第22期及び第23期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第25期(中間)の中間財務諸表について太陽有限責任監査法人の期中レビューを受けております。
10. 2026年7月1日付で普通株式1株につき普通株式4株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

2 【沿革】

当社の代表取締役社長である舩越裕勝は2001年7月に北海道札幌市にて、インターネットに係るサービスを幅広く提供する会社として、現在の株式会社インターパークの前身である有限会社ちえぶくろを設立しました。その後2006年に株式会社ちえぶくろに組織変更を行い、2008年2月に当社取締役副社長である須田祐馬により設立された「株式会社インターパーク（旧 MilleniaNet）」を2015年6月に吸収合併し、商号を「株式会社ちえぶくろ」から「株式会社インターパーク」に商号変更し現在に至ります。なお、MilleniaNetは須田がエンジニアとしてシステム開発を行う個人事業を営んでいた際の屋号であります。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2001年7月	有限会社ちえぶくろ（現 株式会社インターパーク）（資本金3百万円） 設立
2001年10月	MilleniaNetと業務提携開始
2004年6月	本社を札幌市北区から札幌市手稲区に移転
2006年9月	有限会社ちえぶくろから株式会社ちえぶくろへ組織変更
2008年2月	株式会社インターパーク（旧 MilleniaNet）設立
2008年4月	東京都品川区に東京オフィスを開設
2009年9月	SaaS型Webサービス「サスケ」サービス開始
2012年8月	資本金を20,000千円に変更
2012年12月	本社を札幌市手稲区から札幌市中央区に移転
2013年5月	東京オフィスを東京都渋谷区道玄坂に移転
2015年5月	ISO 27001 認証取得
2015年6月	株式会社インターパーク（旧 MilleniaNet）を吸収合併 同時に株式会社ちえぶくろの社名を株式会社インターパークへ変更
2015年11月	JIPDEC プライバシーマーク制度 認証取得
2017年12月	通話アプリサービス「SUBLINE」サービス開始
2019年3月	SaaS型Webサービス「サスケワークス」サービス開始

3 【事業の内容】

当社は、「ビジネスや日常をシンプルに、効率的に、より価値のあるものにする」をミッションとし、社会全体のDXを加速させる役割を担い、自社内でゼロからクラウドシステムを開発し製品化まで行い、セールスからカスタマーサポートまでを一貫して提供しております。サブスクリプションモデルによる事業者向けのWebサービスの提供、IP通話サービスの提供を主な事業として取り組んでおります。その内容は以下に示す通りであります。

なお、当社は「AI×クラウドサービス事業」の単一セグメントであります。

（SaaSサービス分野）

当社は、SaaS形式で主に事業者向けのWebサービスをサブスクリプションモデルで提供しており、主に以下の2サービスについて展開しております。

一つは、「サスケ」であります。「サスケ」は、営業活動や顧客管理の効率化を目的としたクラウド型セールス&マーケティング支援ツールであります。顧客情報を一元管理することで、商談履歴や問い合わせ情報などの分散を防ぎ、営業プロセスを可視化することができます。これにより、組織としての営業力強化や属人化の解消を支援します。また、「サスケ」は、企業の成長フェーズに応じた顧客データ管理を可能にし、営業活動の改善や情報共有の効率化を促進いたします。また、クラウドサービスとして提供されるため、外出先やリモートワーク環境でも情報アクセスが容易であります。インターパークはサスケを自社で開発・製品化しており、導入から運用まで一貫したサポートを提供しております。

次に、「サスケワークス」であります。「サスケワークス」は、プログラミングの専門知識がなくとも、ドラッグ&ドロップなどの直感的な操作で業務アプリを構築できるノーコード型の業務アプリ作成プラットフォームであります。紙やExcel、スプレッドシートで管理していた業務データをクラウド上のWebアプリとして一元化でき、現場主導で業務プロセスの改善や情報共有が可能であります。ドラッグ&ドロップを中心とした直感的な操作で、フォームや画面構成を組み立てることができ、IT部門に依頼せずとも自社業務に最適化したアプリを作成できます。

（SUBLINEサービス分野）

スマートフォンに従来とは別の番号を付与し、IP通話サービスを利用可能とする「SUBLINE」というサービスを提供しております。

「SUBLINE」は、スマートフォンで利用できるクラウド型IP電話サービス（ビジネスフォンアプリ）であります。社員に専用の050番号を付与でき、固定電話や社用携帯を配布せずに業務用番号の運用が可能です。

また、クラウド上で通話データを管理でき、通話料も企業側で一括管理可能なため、個人の経費精算や端末管理の負担を軽減いたします。また、社員の入退社や部署異動に応じて番号管理を柔軟に行えるため、組織の変化にも迅速に対応できます。リモートワークや外出の多い業務環境においても、スマートフォン1台で業務用電話を利用できる点が特徴であります。

さらに、IVR（自動音声応答）機能による電話対応の自動化も使用可能であり、代表電話番号をそのままに、「SUBLINE」を経由することで、代表電話問題の解決にも貢献します。

「SUBLINE」は、物理的な電話設備を不要とし、コスト効率の高い通信インフラを企業に提供するサービスとして位置付けられております。クラウド基盤により、他サービスとの連携も可能で、業務アプリや顧客管理ツールと統合した運用も期待できます。

（WEBサービス分野）

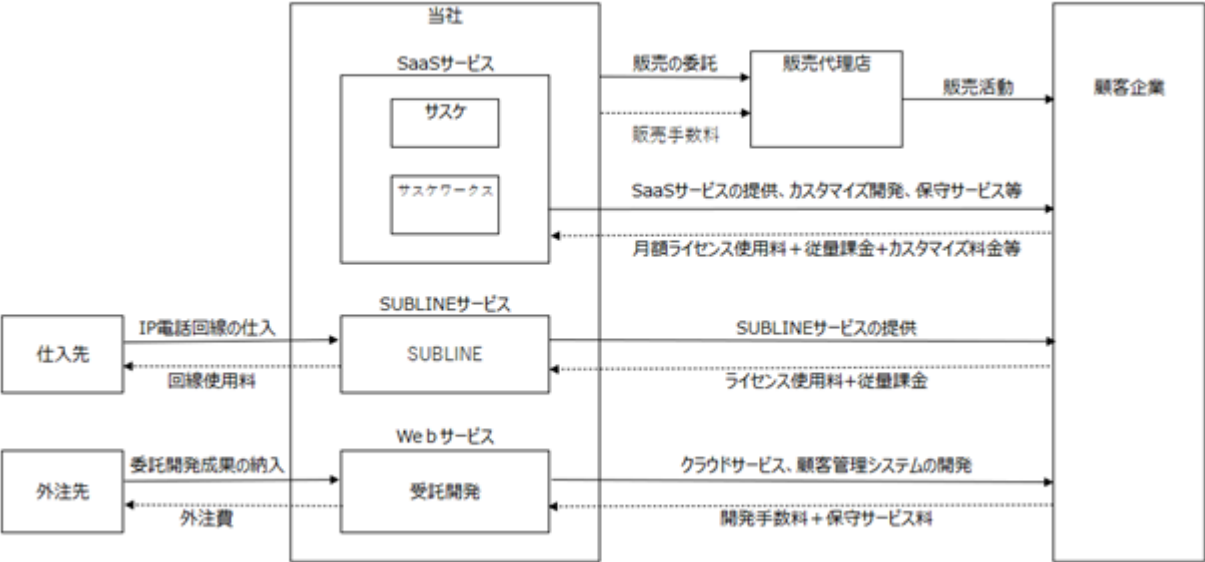
当社は、当社が開発・提供しているWEBサービスをベースに、クラウドサービスの受託開発を行っております。具体的には、「サスケ」をベースにお客様の業務に合わせて拡張開発し、お客様のプライベート環境にオリジナルサスケをご提供しております。追加開発をSIパートナー（注1）会社ではなく、製品ベンダーが自ら提案・開発することで、柔軟かつ幅広いご提案が可能です。また、既成の製品をベースに開発を行うことで、スクラッチ開発（注2）よりも開発費用・開発期間を大幅に削減することが可能です。

（注）1. SIパートナーとは、特定のメーカーの製品やソリューション（ソフトウェア、ハードウェア、クラウドサービスなど）の販売・導入・開発・保守までを一貫して担当する企業のこと。

2. 既成のソフトウェア製品を利用せず、新規に開発すること。

当社の事業系統図は以下のとおりです。

図表：事業系統図



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
48 (4)	36.4	6.4	4,799

(注) 1. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

2. 当社はAI×クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（派遣社員及びパートタイマー）の人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第24期事業年度（自2024年9月1日 至2025年8月31日）

当事業年度における我が国経済は、緩やかな回復基調が続いた一方で、原材料価格の上昇や円安、地政学リスクの高まりなどにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。企業においては、生産性向上や業務効率化を目的としたデジタル投資への意欲が高まり、クラウドサービスやAI技術の導入が進展しております。

このような環境下において、IT業界はAI（人工知能）やDX（デジタルトランスフォーメーション）を背景に堅調な成長を維持しております。特に、生成AIやAIエージェントの登場・進化は、労働人口の減少をはじめとする社会課題の解決に寄与するとともに、新たなビジネスモデルやサービスの創出を促し、企業活動全体の変革を加速させています。

当社におきましては、人材投資を継続的に行うとともに、営業体制の強化を推進してまいりました。既存顧客への提供価値の向上と新規顧客獲得の両立を図りながら、当社が展開する各クラウドサービスにおいて、AIを活用した新機能の検証・追加など、積極的に技術革新を取り入れております。これにより、サービス品質の向上と業務効率化の両立を実現し、中長期的な競争力の強化を進めております。

これらの取り組みの結果、当事業年度の業績は、売上高745,117千円（前年同期比11.0%増）、営業利益24,465千円（前事業年度は営業損失61,460千円）、経常利益25,622千円（前事業年度は経常損失61,847千円）、当期純利益29,657千円（前事業年度は当期純損失56,844千円）となりました。

なお、当社は、AI×クラウドサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

第25期中間会計期間（自2025年9月1日 至2026年2月28日）

当中間会計期間における我が国経済は、緩やかな回復基調が続く一方で、物価上昇や為替の変動、地政学リスクの長期化などにより、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。企業においては、生産性向上や業務効率化を目的としたデジタル投資への意欲が継続しており、クラウドサービスやAI技術への需要は底堅く推移しております。

このような環境下において、IT業界はAI（人工知能）やDX（デジタルトランスフォーメーション）を背景に堅調な成長を維持しております。特に、生成AI等の技術進化は、新たなビジネスモデルの創出や企業活動の変革を継続的に後押ししております。

当社におきましては、前事業年度から継続して人材投資を行うとともに、営業体制の強化を推進してまいりました。既存顧客への提供価値の向上と新規顧客獲得の両立を図りながら、当社が展開する各クラウドサービスにおいて、AIを活用した機能の拡充など、積極的に技術革新を取り入れております。

これらの取り組みの結果、当中間会計期間の業績は、売上高407,563千円、営業利益8,569千円、経常利益8,012千円、中間純利益5,230千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第24期事業年度（自2024年9月1日 至2025年8月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、161,491千円と前事業年度末と比べ41,481千円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは66,546千円の収入（前事業年度は60,816千円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純利益25,634千円、減価償却費4,498千円、未払金の増加3,403千円、未払消費税等の増加12,019千円、未払費用の増加5,225千円、契約負債の増加6,650千円によるキャッシュの増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、18,580千円の支出（前事業年度は2,245千円の収入）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出9,861千円、有形固定資産の取得による支出5,830千円、長期預け金の取得による支出3,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、6,485千円の支出（前事業年度は12,542千円の収入）となりました。これは、長期借入れによる収入39,000千円、長期借入金の返済による支出45,485千円によるものであります。

第25期中間会計期間（自2025年9月1日 至2026年2月28日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物の残高は、182,041千円と前事業年度末と比べ20,549千円の増加となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは5,235千円の支出となりました。これは主に、税引前中間純利益8,012千円、減価償却費1,652千円、売上債権の増加14,989千円、仕入債務の増加2,218千円、未払消費税等の減少6,406千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、7,595千円の収入となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出546千円、長期預け金の回収による収入8,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、18,190千円の収入となりました。これは、長期借入れによる収入70,000千円、長期借入金の返済による支出51,810千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社のサービスの性質上、生産実績という区分はなじまないため記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社のサービスの性質上、受注実績という区分はなじまないため記載を省略しております。

(3) 販売実績

第24期事業年度（自2024年9月1日 至2025年8月31日）

当事業年度における販売実績は次のとおりであります。なお、当社はAI×クラウドサービス事業のみの単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービス区分の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
SaaSサービス	433,444	103.9
SUBLINEサービス	248,956	123.2
WEBサービス	62,716	120.0
合計	745,117	111.0

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社マイナビ	72,961	10.9	76,822	10.3

第25期中間会計期間（自2025年9月1日 至2026年2月28日）

当中間会計期間における販売実績は次のとおりであります。なお、当社はAI×クラウドサービス事業のみの単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービス区分の名称	販売高(千円)
SaaSサービス	235,883
SUBLINEサービス	138,829
WEBサービス	32,849
合計	407,563

3 【対処すべき課題】

当社が長期的に競争優位性を保つためには改善すべき事項もあり、その中で対処すべき主要な課題は以下と考えております。

① ブランド力および認知の向上

当社が事業拡大を達成するためには、当社の認知および3つのサービス「サスケ」「サスケワークス」「SUBLINE」のブランド力の向上が不可欠と考えております。ウェブ広告や展示会出展を中心に、各種マーケティング施策やお客様との信頼の構築によってブランド力を向上させ、お客様へ価値を提供できるように取り組んでまいります。

② 人材の採用及び教育

当社では、“ビジネスや日常をシンプルに、効率的に、より価値のあるものにする”というミッションを十分に理解し、社会的使命を果たせるように人材の採用、育成と定着を図ることが当社における重要な経営課題の一つであると捉え、当社の理念に合う人材を積極的に採用するとともに、既存社員の成長のために教育をより一層充実させてまいります。採用も近年積極的に行っており、新卒社員においては、2022年度は6名、2023年度は5名、2024年度には2名が入社しており、今後も当社の成長の源泉となる人材の採用を実施してまいります。また、特に中間マネジメント層の教育については重点課題と位置づけており、将来の幹部候補の育成をすることで成長につなげることができると考えております。

③ 生産性の向上

当社がお客様に提供できる価値を最大化するためには、社内のおペレーション改善を継続的に実施し、事務処理コストを軽減することで、お客様に価値を提供できると考えております。近年の成長過程において増加した業務を、業務効率化や増員によって解決してまいりましたが、今後はより効率化へのシフトが必要と考えております。当社が考える生産性向上のための重要なテーマとしてAIの積極的な活用を掲げております。そのためには社内教育も重要であるため、技術勉強会などを実施して継続した改善を行います。

④ マーケティング強化

当社は、独自のマーケティング施策を実行するとともに、各サービスを横断するマーケティングのナレッジマネジメントによりシナジーの創出にも取り組むことで、幅広いお客様へ価値を提供できるように努めてまいります。また、マーケティングの強化は新規顧客獲得にとどまらず、既存顧客との関係性強化、ライフタイムバリューの最大化にも寄与するため、積極的に投資を行ってまいります。

⑤ 新規事業開発

当社は、これまで主に既存サービスであるサスケ、SUBLINEによって成長してまいりました。2021年にリリースしたサスケワークスも軌道にのりはじめており、3つのサービスがあることで経営のリスク分散や安定化を図ってまいります。また、社会的ニーズの収集を継続的に行い、新たなサービスの開発にも積極的に取り組んでまいります。

⑥ ガバナンス体制の構築

内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの強化が、当社が今後継続的な成長を続けるためには必要となります。そのために内部管理体制については、これまで以上に適正な人員配置や社員へ教育、専門性の向上を図ることによって体制の拡充に取り組んでまいります。コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査の実施及び内部統制システムの整備とその強化を図っております。

⑦ 財務体質の強化

新規事業開発やブランド認知への投資や生産性向上のためのIT投資をし、優秀な人材の採用・教育を行うためには事業資金の安定的な確保が必要であると考えております。当社は、運転資金は金融機関からの借入及び自己資金等で賄っていく方針であり、これらの資金調達方法については資金需要の額や使途、投資回収までの期間等に合わせて検討を柔軟に行ってまいります。また、有利子負債とのバランスを勘案しながら今後自己資本の拡充

をすることを指しております。

4 【事業等のリスク】

発行情報に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、公表日現在において当社が判断したものであります。

① ユーザーの継続率について

当社のクラウドサービスは、サービス料金を使用期間やユーザー数等に応じて定期定額契約として課金することで継続的な収益を得るビジネスモデルであるストック型の収益モデルであることから、当社の継続的な成長には、新規顧客の獲得に加え、既存顧客の維持及び単価向上が重要であると認識しております。当社では、最適なマーケティング活動及び販売戦略の立案・遂行に注力するとともに、製品開発力の強化や継続的な製品改修・サービス品質の向上等に取り組んでおります。

しかしながら、経済情勢や市場環境の悪化等による顧客企業のIT投資抑制等が生じた場合や、新規・追加契約が想定通り進まない場合、想定を超える解約が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

当社のクラウドSaaS事業の分野においては既に数多くの競合企業が存在しております。また、当該事業分野が成長市場であること及び参入障壁が比較的低いことから、今後、他社の新規参入等により競争が一層激化する可能性があります。

当社は、引き続き顧客のニーズを汲んだ製品・サービスの提供を進める方針であります。競合企業の営業方針、価格設定及び提供する製品・サービスの内容等によっては、当社が属する市場環境に影響を与える可能性があります。現在、当社はクラウドサービスの開発から利用まで一貫体制で提供することにより高いスイッチングコストと付加価値の提供を実施することで、競争力の向上及び差別化を図っております。しかしながら、競合企業に対して十分かつ効果的な差別化を行うことができず、当社が想定している事業展開を実現できない場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新等について

当社が属するインターネット関連市場において、急速な技術変化に伴い、クライアントのニーズも著しく変化しております。当社グループではこれらに対応すべく新しい技術習得に対し人的・資金的投資を継続しておりますが、新たな技術やサービスへの対応が遅れた場合や、競合する他社において革新的な技術が開発された場合、当社の競争力が低下する要因となり、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

④ 重大クレームの発生による信頼低下、賠償

当社は、エンドユーザーからの意見やクレームに対応するセクションとして営業部内にサポート窓口を設置しております。クレームに即時に対応することや、様々な意見などを関連部門にフィードバックすることで、サービス改善等に繋げる役割を果たしております。当社が今後もエンドユーザーに信頼され、支持される企業として発展していくためには、満足度の向上が必要不可欠であり、かつ、クレームへの対応が重要と認識したうえで、さらに迅速な対応が出来る体制の強化を図ってまいります。しかしながら、結果的に当社のサービスをめぐる重大なクレーム等が発生した場合は、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定の人物への依存

当社の事業は、代表取締役社長舩越裕勝及び取締役副社長須田祐馬に大きく依存しております。舩越は当社の経営戦略の立案、重要な取引先との関係構築及び資金調達において重要な役割を担っており、須田は当社サ

ービスの開発方針の策定及び技術的意思決定において中心的な役割を担っております。

これらの者が何らかの理由により業務執行を継続できなくなった場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では権限委譲や業務の標準化、組織的な開発体制の構築等により、特定個人への依存低減に努めております。

⑥ ハラスメント・服務規律等への違反

当社は、役員又は従業員がハラスメント及び情報漏洩、競業避止義務、私的利用による会社資産の毀損など、各種の服務規律に違反する行為を行った場合、事業継続性、財政状態及び社会的信用に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社では、「就業規則」における服務規程及び「ハラスメント防止規程」を設け、周知に努めるとともに、弁護士への相談窓口を設置するなど、未然に防ぐための仕組みづくりを行っております。

⑦ 資金繰り・資金調達上のリスク

当社は、月次で資金予測を行い、資金繰りの悪化リスクの認識を行っております。また、金融機関など継続的なコミュニケーションにより、資金調達が円滑に行われるような体制を構築しております。

ただし、計画通りに資金調達を実行できない、または収益計画が未達となった場合、計画していた成長投資等のタイミングを逸することで、競争優位性を失い、中長期的な企業価値の毀損に繋がる可能性があります。

⑧ 財務基盤の脆弱性及び債務超過再発に関するリスク

当社は2024年8月期において、投入した広告費に見合う売上高を獲得できなかったことや、新たに構築した営業及びサポート体制が想定した通りには機能しなかったことにより営業赤字となり、結果として債務超過となりました。2025年8月期は新営業体制やサポート体制が機能し、広告費の削減効果もあって黒字転換し、債務超過も解消いたしました。2026年2月中間期も黒字を計上しておりますが、利益剰余金はマイナスを継続しており、純資産は依然として低い水準にあります。

今後、業績悪化や何らかの特別な費用の発生等により赤字となり、再度債務超過となった場合には、当社の資金調達や信用力に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 情報漏えい、紛失等の発生

当社は、個人情報やお客様の機密情報等を多く取扱っており、情報管理やセキュリティ管理は、企業の信頼に直結する重要な事項であります。そのため、コンピューターウイルスによる感染やサイバー攻撃等の外部からの不正アクセス、自然災害の発生、リモートワークの増加等により、情報漏洩、紛失、破壊等の事態が発生した場合には、お客様等からの損害賠償請求や当社の信用失墜等につながり、財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対応するため、居室への入退室管理、情報・ネットワーク機器のセキュリティ対策、メール送信時の運用ルール整備、社員等を対象とした定期的な教育、情報漏洩を想定した事故対応訓練を図っております。また、リモートワークの増加に伴い、これに対応した情報の取扱いに関する規則を定めております。

⑩ 情報の不正利用、改ざん、可用性の喪失等の発生

当社では、情報の取扱いに関して、「機密情報取扱規程」及び「個人情報保護規程」を整備するとともに、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、情報の適正な取扱いと厳格な管理を的確に行うための対策を講じております。ただし、情報の不正利用や改ざんなどが発覚した場合、損害賠償責任を問われ財政状態及び経営成績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 特定の仕入先への依存について

当社の050電話アプリ「SUBLINE」は、Twilio Inc.（本社所在地：アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ）が提供する電話番号及び通話サービス（以下、「同サービス」とする）を利用して提供されており、同サービスの安定的な稼働が当社の事業運営上、重要な事項となっております。システム基盤の統一化による

通信の安定性と管理のしやすさ、及び長期的な継続取引を背景とした仕入単価の優位性を評価し、今後も継続して同サービスを利用する方針です。

しかしながら、何らかの事由により、同サービスの停止やシステム障害が発生した場合、値上げリスク又は Twilio Inc. との契約が解除される等により同サービスを継続的に利用できなくなった場合には、当社サービスの提供が困難となり、当社の財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑫ 通信・インフラの不具合等について

クラウドサービスは、インターネット環境を通じてサービス提供を行うものであります。

今後、インターネット利用の普及に伴い通信速度遅延、通信回線障害等の通信インフラに関する弊害、悪質なハッカー等の第三者からの侵害等による弊害、インターネット利用に関する新たな法的規制の導入等、その他予期せざる要因が発生し、当社主力サービスであるクラウドサービス「サスケ」の不具合、または法人によるインターネット利用が縮小する状態となった場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、クラウドサービス「サスケ」を安定的に運用するためのシステム運用管理体制を整備し、システムの稼働状況の監視、バックアップ、クラウドサーバーの冗長化を実施して、障害発生時の未然防止と障害発生時の影響を最小化することにより、リスクの軽減を図っております。

⑬ 反社会的勢力等との繋がり

当社は、反社会的勢力ならびに法令及び公序良俗に反する不良事業者とは一切関係を持たない方針であり、取引先の選定にあたっては「反社会的勢力の排除にかかる調査実施マニュアル」に基づき記事検索を行って反社会的勢力との関連性の有無を調べるなど、事前に審査する体制を構築しております。また、当社役職員等には、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス教育の実施を行っております。

したがって、選定基準に抵触する取引候補先との関係が生じる可能性、または当社役職員が反社会的勢力との繋がりを持つ可能性は低く、現状問題は生じておりません。

しかし、万一、当社の取組みにも関わらず、そのような問題が発生した場合には、当社の社会的信頼性の著しい低下を招き、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 個人情報保護法等への違反

当社は、個人情報保護への対策として、「個人情報管理規程」を整備するとともに、プライバシーマークを取得し個人情報の取扱いを厳格に管理しております。ただし、何らかの理由により個人情報が外部に漏洩した場合には、当社への損害賠償責任の追及や社会的信用の喪失等により、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑮ 労働基準法等への違反

当社は、労働基準法を遵守し、適切な労働条件の整備を行っております。具体的には、社会保険労務士との顧問契約を行って適時アドバイスを受けるとともに、PCログ管理及び勤怠打刻システムを併用することで、適切な労働時間管理を徹底しております。ただし、何らかの理由により労働基準法への違反が生じた場合、従業員との間に紛争や訴訟が生じ、損害賠償等の特別損失を計上する可能性があります。

⑯ 特許法・知的財産権等への違反

当社が保有する知的財産権が違法に侵害されることによって、当社の事業活動に影響を与える可能性があります。また、当社では、第三者の知的財産権を侵害しないよう常に注意を払って事業展開していますが、当社の認識の範囲外で第三者の知的財産権を侵害する可能性があり、その第三者より損害賠償請求および差止め請求等の訴訟を起こされることにより賠償金の支払い等が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

当社は、顧問弁護士との契約により法務リスクの相談体制を整えるとともに、監査役に弁護士を選任し、能動的に法務リスクを発見できるような組織体制を整えております。

⑰ 資金決済に関する法律等への違反

当社は、050電話アプリ「SUBLINE」の一部においてポイントによる従量課金モデルを採用しております。そのため、資金決済に関する法律に基づき、発行保証金の供託を行っております。これは年2回金額の見直しを行っており、法令に適切に対応しております。また、社内体制として出納と経理の分離を行うことで、不正防止の体制を整えております。ただし、何らかの理由により資金決済に関する法律等を違反した場合、金融庁等から業務改善命令または業務停止命令を受ける可能性があります。

⑱ J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる旨、定められております。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間いつでもJ-Adviser契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結決算年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並び

に次の a 及び b に定める書類に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日。

(a)TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b)特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社では、AI技術について研究を進めることで、社内業務プロセス等への導入を実施し、業務効率の改善や生産性の向上を図るとともに、自社製品にAIに関連した機能を組み込むことで提供できるサービスの多様化を図っております。また、既存サービスに関連する新機能の研究開発も実施しており、既存製品の高機能化・高付加価値化を目指しております。

これまでの研究開発活動の結果、開発プロセスへのAIの導入による開発の効率化及び生産性の向上と、AIを組み込んだ新たな機能の開発を実現しております。また、既存サービスに関する新たな機能を開発したことで、幅広いニーズへの対応が実現でき、サービス価値の向上につながっております。今後もこれらの研究開発活動を継続して実施することで、顧客へのサービス価値の向上を図ってまいります。

第24期事業年度(自2024年9月1日 至2025年8月31日)における研究開発費の総額は18,658千円であります。第25期中間会計期間(自2025年9月1日 至2026年2月28日)における研究開発費の総額は11,430千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第6 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（重要な会計方針）」に記載のとおりです。財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第6 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりです。

(2) 財政状態の分析

第24期事業年度(自2024年9月1日 至2025年8月31日)

(流動資産)

当事業年度における流動資産の残高は242,331千円で、前事業年度末に比べ42,851千円増加しております。これは主に、現金及び預金が41,481千円増加、売掛金が3,242千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度における固定資産の残高は62,272千円で、前事業年度末に比べ10,888千円増加しております。これは主に、建物が6,460千円増加、繰延税金資産が4,408千円増加、投資有価証券が9,872千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度における流動負債の残高は212,215千円で、前事業年度末に比べ35,619千円増加しております。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が6,149千円増加、未払消費税等が12,019千円増加、契約負債が6,650千円増加、未払費用が5,225千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度における固定負債残高は91,082千円で、前事業年度末に比べ11,525千円減少しております。これは主に、長期借入金が12,634千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度における純資産残高は1,305千円で、前事業年度末に比べ29,645千円増加しております。これは主に、繰越利益剰余金が29,657千円増加したことによるものであります。

第25期中間会計期間(自2025年9月1日 至2026年2月28日)

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は266,059千円で、前事業年度末に比べ23,727千円増加しております。これは主に、現金及び預金が20,549千円増加、売掛金及び契約資産が14,989千円増加、前払費用が3,702千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は61,276千円で、前事業年度末に比べ995千円減少しております。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は208,885千円で、前事業年度末に比べ3,330千円減少しております。これは主に、買掛金が2,218千円増加、1年内返済予定の長期借入金が2,624千円減少、未払消費税等が6,406千円減少、未払法人税等が2,381千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債残高は111,914千円で、前事業年度末に比べ20,832千円増加しております。これは主に、長期借入金が20,814千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産残高は6,535千円で、前事業年度末に比べ5,230千円増加しております。これは主に、繰越利益剰余金が5,230千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

第3【事業の状況】4【事業等のリスク】をご参照ください。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

第3【事業の状況】3【対処すべき課題】をご参照ください。

(7) 運転資本

上場予定日(2026年8月28日)から12カ月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入金による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第24期事業年度(自2024年9月1日 至2025年8月31日)

当事業年度における設備投資の総額は6,987千円であり、その主な内容は、本社の内装工事に対する投資及び事務用機器等の購入によるものであります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第25期中間会計期間(自2025年9月1日 至2026年2月28日)

当中間会計期間において、重要な設備投資等がないため、記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	工具、器 具及び備 品	ソフトウ ェア	商標権	その他	合計	
本社 (札幌市中央区)	AI×クラウド サービス	本社機能 開発機能	15,200	1,144	388	194	33	16,928	32
東京支社 (東京都渋谷区)	AI×クラウド サービス	営業機能	5,582	132	-	-	-	5,715	17

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 当社はAI×クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 本社及び東京支社は賃借しており、その年間賃借料は本社が7,226千円、東京支社が12,334千円であります。
5. 臨時従業員数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2025年8月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年7月24日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	2,400,000	400,000	1,600,000	非上場	単元株式数100株
計	4,000,000	2,400,000	400,000	1,600,000	—	—

- (注) 1. 2026年4月15日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。
2. 2026年5月15日開催の取締役会決議により、2026年7月1日付で1株を4株に株式分割いたしました。これにより株式数は1,200,000株増加し、発行済株式総数は1,600,000株となっております。
3. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式24,150株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

	最近事業年度末現在(2025年8月31日)	公表日の前月末現在(2026年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,850	1,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,850	1,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000	同左
新株予約権の行使期間	当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した日から2030年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,118 資本組入額 559	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき30円で有償発行しております。
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、当該新株予約権者が本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
 - (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - (5) 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - ① 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した日から1年が経過する日まで：
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1
 - ② 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した日から1年が経過する日から2030年2月28日まで：
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
 - (6) 本新株予約権者は、当社における第20期(2021年8月期)の売上高が3億5,880万円を超えない場合には本新株予約権を行使できない。
4. 本新株予約権の譲渡
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認に係る議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認に係る議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
 - (2) 当社は、本新株予約権者が上記に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合又は当社における第20期(2021年8月期)の売上高が3億5,880万円を超えない場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
6. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、以下につき合理的な調整がなされた数とする。
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,250株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。）。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及び第2項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」における本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
第3項に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
第5項に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第3回新株予約権

	最近事業年度末現在 (2025年8月31日)	公表日の前月末現在 (2026年6月30日)
新株予約権の数(個)	16,300	8,750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,300	8,750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,190	同左
新株予約権の行使期間	2024年1月1日～ 2031年11月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,190 資本組入額 1,595	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注6)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は当該新株予約権者が本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

- ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権の譲渡の禁止
本新株予約権は譲渡することができず、相続等の一般承継はこれを認めない。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認に係る議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認に係る議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は本新株予約権者が上記に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い
当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第3項に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第2項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」における本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」における本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
第3項に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
第4項に準じて決定する。
- (8) 株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) その他の条件
再編対象会社の条件に準じて決定する

第4回新株予約権

	最近事業年度末現在 (2025年8月31日)	公表日の前月末現在 (2026年6月30日)
新株予約権の数(個)	6,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,150	同左

新株予約権の行使期間	2027年1月1日～ 2034年8月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,150 資本組入額 575	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は当該新株予約権者が本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認に係る議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認に係る議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は本新株予約権者が上記に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第3項に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第2項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」における本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」における本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件第12項に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件第4項に準じて決定する。
- (8) 株予約権の譲渡制限譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) その他の条件再編対象会社の条件に準じて決定する。

- (3) 【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年7月1日	1,200,000	1,600,000	—	20,000	—	275

(注) 株式分割（1：4）によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年6月30日現在

2020年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	2	—	—	3	5	—
所有株式数（単元）	—	—	—	1,600	—	—	2,400	4,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	40.0	—	—	60.0	100	—

(注) 2026年4月15日付で定款変更をし、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 —	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 —	—	—
発行済株式総数	400,000	—	—
総株主の議決権	—	4,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員10名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2021年11月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名 従業員37名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員30名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2024年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行なうことを基本方針としております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 8名 女性 1名(役員のうち女性の比率 12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	船越 裕勝	1973年9月8日	1996年4月 株式会社M&M 入社 1998年4月 財団法人札幌市環境事業公社 入社 2000年7月 それいけ僕らの有限会社 設立 2001年7月 有限会社ちえぶくろ 設立 2006年9月 株式会社ちえぶくろへ商号変更、 代表取締役就任 旧株式会社インターパークと資本 提携 2012年6月 同社 取締役就任 2015年6月 旧株式会社インターパークと統合 株式会社インターパーク（当社） に社名変更 代表取締役社長就任 （現任）	(注) 3	(注) 6	832,000 (注) 7
取締役 副社長	—	須田 祐馬	1977年7月9日	2000年4月 MilleniaNet 創業(インターパー ク前身) 2008年2月 旧株式会社インターパーク 設立 代表取締役就任 2012年6月 株式会社ちえぶくろと資本提携 同社 取締役就任 2015年6月 株式会社ちえぶくろと統合 株式会社インターパーク（当社） 取締役副社長就任（現任）	(注) 3	(注) 6	752,000 (注) 8
取締役	—	梶原 友昭	1974年5月8日	1999年4月 富士ファコムシステム株式会社 入社 2004年12月 ハミングヘッズ株式会社 入社 2009年2月 東京ニュータッチソフトウェア 入社 2010年4月 株式会社アズジェント 入社 2012年4月 株式会社エイトレッド 入社 2016年4月 同社 営業部長代理 就任 2018年5月 デジタル・インフォメーション・ テクノロジー株式会社 入社 2018年7月 同社 執行役員部長 就任 2020年2月 株式会社NEXT-AI 設立 株式会社elseif 入社 2020年2月 大分オフィス（新設） オフィス 長 就任 2022年1月 同社 社長室室長 2022年4月 株式会社マツリカ 入社 2023年4月 当社 執行役員 就任 2023年11月 同社 取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 6	—
取締役	管理部 部長	上山 裕幸	1972年6月1日	1997年4月 有限会社サン・メディア 入社 2002年4月 テイクエイ株式会社 入社 2011年5月 株式会社アキュラホーム 入社 2017年3月 同社 財務経理部長 就任 2018年4月 株式会社さっぽろテレビ塔 入社 管理課課長 就任 2021年4月 株式会社巧匠 入社 次長 就任 2022年8月 当社 入社 管理部部長 就任 2023年11月 当社 取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 6	—

取締役	—	川村 秀憲	1973年5月3日	1999年1月 2000年4月 2004年4月 2006年10月 2007年4月 2016年1月 2021年5月	日本学術振興会 特別研究員 (DC) 入会 北海道大学大学院工学研究科 助手 就任 北海道大学大学院情報科学研究科 助手 就任 北海道大学大学院情報科学研究科 助教授 就任 北海道大学大学院情報科学研究科 准教授 就任 北海道大学大学院情報科学研究科 教授 就任 (現任) 当社 非常勤取締役 就任 (現任)	(注) 3	(注) 6	—
監査役	—	島津 光宏	1953年1月2日	1976年4月 1992年4月 1997年4月 1999年4月 2022年1月	共同信用組合 入組 共同信用組合 屯田支店 支店長 就任 共同信用組合 審査第一部 上席 調査役 就任 北央信用組合 審査部 部長代理 就任 当社 常勤監査役 就任 (現任)	(注) 4	(注) 6	—
監査役	—	鈴木 隆司	1976年12月13日	2001年10月 2005年4月 2009年8月 2009年11月 2020年6月 2022年11月 2023年11月	新日本有限責任監査法人 (現 EY 新日本有限責任監査法人) 入所 公認会計士 登録 公認会計士鈴木隆司事務所 開設 税理士 登録 当社 非常勤監査役 就任 当社 非常勤監査役 退任 当社 非常勤監査役 就任 (現任)	(注) 5	(注) 6	—
監査役	—	田代 耕平	1976年2月10日	2005年11月 2006年3月 2007年9月 2013年4月 2015年6月 2016年2月 2020年6月 2021年5月 2022年11月 2023年11月	(旧) 司法試験 合格 司法研修所 入所 弁護士登録 (札幌弁護士会) 札幌 総合法律事務所 入所 一般社団法人はまなす労務サポートステーション代表理事 就任 日本交渉学会常務理事 就任 株式会社flat 代表取締役社長 就任 一般財団法人 全日本総合調査業協会 監査役就任 北海道総合調査業協会 副会長 就任 北海道日米協会理事 就任 当社 非常勤監査役 就任 当社 非常勤監査役 退任 当社 非常勤監査役 就任 (現任)	(注) 5	(注) 6	—

- (注) 1. 取締役の川村秀憲は、社外取締役であります。
2. 監査役の島津光宏、鈴木隆司及び田代耕平は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024年11月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役島津光宏の任期は、2025年11月21日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役鈴木隆司及び田代耕平の任期は、2023年11月22日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 2025年8月期における役員報酬の総額は、63,600千円を支給しております。
7. 代表取締役社長舩越裕勝の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社ちえぶくろが所有する株式数を含んでおります。
8. 取締役副社長須田祐馬の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社SAMが所有する株式数を含んでおります。

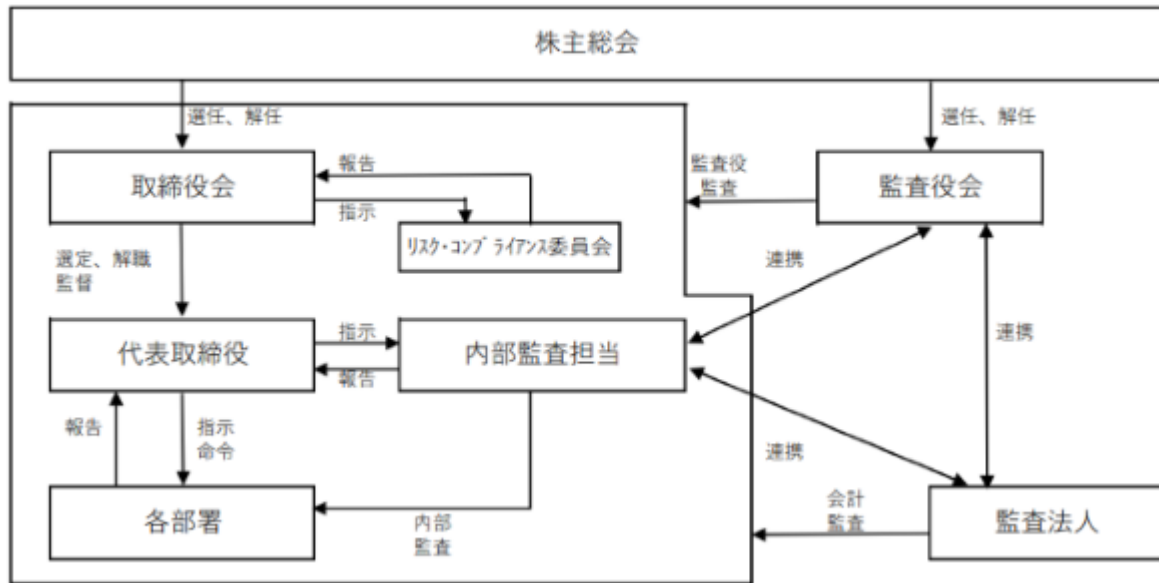
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、めまぐるしく変化する経営環境の中で、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題と位置づけ、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため必要な見直しを行ってまいります。

当社の発行者情報公表日における企業統治の体制の図式は以下のとおりです。



② 企業統治の体制の概要

a 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成されております。取締役会は、法令又は定款に定める事項や社内諸規程で定めた事項、並びに当社の重要な業務執行を決定し、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。原則として月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には監査役も出席し、取締役の職務執行を監督しております。

b 監査役会

当社の監査役会は3名の社外監査役で構成されております。原則として月1回の定例会及び必要に応じて臨時監査役会を開催し監査報告を行っております。各監査役は、各年度に策定する監査方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担に基づき取締役会へ出席する他、業務、財産の状況等の調査を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

c 経営会議

経営会議は、常勤取締役、常勤監査役及び部長等により構成されており、毎月1回開催しております。業務執行に関する重要事項の報告、各セクションの業務上の問題点の討議を行う他、月次及び半期の目標に対する実績の報告や課題把握、経営戦略等について報告を行っております。

d リスク・コンプライアンス委員会

当社は全社的なコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を推進し、運用を評価するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。代表取締役社長が委員長を務め、リスク管理規程に定められた委員によって構成されており、原則として3カ月に1回以上開催しております。当社の事業に係るリスクの識別、

分析、評価、対応策及びコンプライアンス違反防止策等を検討しております。

e 会計監査

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年8月期において監査を執行した公認会計士は、田村知弘氏、鬼柳陽平氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務に係る補助者は公認会計士3名及びその他7名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部監査及び監査役監査

a 内部監査

代表取締役社長の直轄の内部監査担当者が内部監査を担当し、代表取締役社長が内部監査担当者1名を任命しております。内部監査室は内部監査規程及び代表取締役社長から承認を得た年間内部監査計画書に基づき、監査役や監査法人と連携を取りながら、各部門へのヒアリング、実地調査を行い、内部統制、コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めております。

内部監査の結果は、代表取締役に直接報告される他、定期的に行う監査役及び監査法人との意見交換において報告されます。

b 監査役監査

当社の監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名でいずれも社外監査役であります。

監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる他、部門を管掌する取締役へのヒアリングを行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対してその説明を求めるとともに内部監査担当者及び監査法人との情報交換を行う等、連携を図り監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役1名、社外監査役3名を選任しており、経営の意思決定機関である取締役会に対する有益な監督及び監査が実行可能な体制を整備しております。

社外取締役の川村秀憲は、北海道大学大学院情報科学研究科教授として高い専門性及び幅広い知見を有していることから社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

常勤社外監査役の島津光宏は、金融業界における長年の経験があり、財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役の鈴木隆司は、公認会計士及び税理士の資格を有し、これまでの企業会計等に関する豊富な知識と幅広い経験並びに企業監査における豊富な実績と高い見識を有していることから社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役の田代耕平は、弁護士の資格を有し、これまでの法務に関する豊富な知識と幅広い経験並びに企業監査における豊富な実績と高い見識を有していることから社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑤ 役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	56,400	56,400	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	7,200	7,200	—	—	4
計	63,600	63,600	—	—	8

⑥ 取締役会の定数

当社の取締役は、3名以上7名以内とする。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うと定款に定めております。

⑨ 取締役及び監査役の責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等（会社法第423条第1項に規定する業務執行取締役等をいう。）でない取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度において限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑩ 自己株式の取得

該当事項はありません。

⑪ 中間配当に関する事項

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	15,100	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模等を総合的に勘案し、監査報酬を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2024年9月1日から2025年8月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

4 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 8 月 31 日)	当事業年度 (2025年 8 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	120,009	161,491
売掛金	^{※2} 59,619	^{※2} 56,377
棚卸資産	^{※1} 64	^{※1} 295
前払費用	17,270	16,194
その他	2,740	8,349
貸倒引当金	△224	△376
流動資産合計	199,480	242,331
固定資産		
有形固定資産		
建物	33,043	39,504
減価償却累計額	△15,307	△17,780
建物(純額)	17,736	21,723
工具、器具及び備品	8,892	9,338
減価償却累計額	△6,947	△8,223
工具、器具及び備品(純額)	1,944	1,115
有形固定資産合計	19,680	22,839
無形固定資産		
ソフトウェア	1,499	749
その他	33	33
無形固定資産合計	1,533	783
投資その他の資産		
投資有価証券	—	^{※3} 9,872
長期前払費用	1,358	669
繰延税金資産	9,178	13,587
その他	^{※3} 19,633	^{※3} 14,521
投資その他の資産合計	30,170	38,650
固定資産合計	51,384	62,272
資産合計	250,864	304,604

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 8 月31 日)	当事業年度 (2025年 8 月31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,695	28,341
1 年内返済予定の長期借入金	41,148	47,297
未払金	9,681	13,072
未払費用	30,272	35,497
未払法人税等	180	360
未払消費税等	5,150	17,170
契約負債	54,889	61,540
預り金	8,579	8,936
流動負債合計	176,596	212,215
固定負債		
長期借入金	92,582	79,948
資産除去債務	10,026	11,134
固定負債合計	102,608	91,082
負債合計	279,204	303,298
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金		
資本準備金	275	275
資本剰余金合計	275	275
利益剰余金		
利益準備金	200	200
繰越利益剰余金	△48,981	△19,323
利益剰余金合計	△48,781	△19,123
株主資本合計	△28,505	1,152
新株予約権	165	153
純資産合計	△28,340	1,305
負債純資産合計	250,864	304,604

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2026年2月28日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	182,041
売掛金及び契約資産	71,367
棚卸資産	*354
前払費用	12,491
その他	103
貸倒引当金	△299
流動資産合計	266,059
固定資産	
有形固定資産	22,097
無形固定資産	616
投資その他の資産	38,562
固定資産合計	61,276
資産合計	327,336
負債の部	
流動負債	
買掛金	30,559
1年内返済予定の長期借入金	44,673
未払金	13,674
未払費用	37,027
未払法人税等	2,741
未払消費税等	10,763
契約負債	59,757
預り金	9,687
流動負債合計	208,885
固定負債	
長期借入金	100,762
資産除去債務	11,152
固定負債合計	111,914
負債合計	320,800
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,000
資本剰余金	275
利益剰余金	△13,893
株主資本合計	6,382
新株予約権	153
純資産合計	6,535
負債純資産合計	327,336

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当事業年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日)
売上高	^{※2} 671,348	^{※2} 745,117
売上原価	339,732	358,582
売上総利益	331,615	386,534
販売費及び一般管理費	^{※1 ※3} 393,075	^{※1 ※3} 362,069
営業利益又は営業損失 (△)	△61,460	24,465
営業外収益		
受取利息	128	225
有価証券利息	—	10
受取配当金	0	0
助成金収入	—	1,500
受取手数料	974	932
業務受託料	—	355
その他	94	126
営業外収益合計	1,197	3,149
営業外費用		
支払利息	1,585	1,992
営業外費用合計	1,585	1,992
経常利益又は経常損失 (△)	△61,847	25,622
特別利益		
新株予約権戻入益	—	11
特別利益合計	—	11
特別損失		
固定資産除却損	^{※4} 39	—
特別損失合計	39	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△61,886	25,634
法人税、住民税及び事業税	361	385
法人税等調整額	△5,403	△4,408
法人税等合計	△5,042	△4,023
当期純利益又は当期純損失 (△)	△56,844	29,657

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月 31 日)		当事業年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	121,795	35.9	134,371	37.5
II 外注加工費		33,473	9.9	32,460	9.1
III 経費		184,462	54.3	191,803	53.5
当期総発生費用		339,732	100.0	358,635	100.0
期首仕掛品棚卸高		—		—	
合計		339,732		358,635	
期末仕掛品棚卸高		—		53	
売上原価		339,732		358,582	

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
通信費	147,898	157,006
支払手数料	22,549	22,115
賃借料	5,855	6,304

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算であります。

【中間損益計算書】

	(単位：千円)
	当中間会計期間
	(自 2025年9月1日
	至 2026年2月28日)
売上高	407,563
売上原価	189,282
売上総利益	218,280
販売費及び一般管理費	*209,711
営業利益	8,569
営業外収益	
受取利息	208
業務受託料	165
その他	28
営業外収益合計	403
営業外費用	
支払利息	960
営業外費用合計	960
経常利益	8,012
税引前中間純利益	8,012
法人税等	2,781
中間純利益	5,230

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	20,000	275	275
当期変動額			
当期純損失(△)			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	20,000	275	275

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	200	7,863	8,063	28,339
当期変動額				
当期純損失(△)		△56,844	△56,844	△56,844
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	△56,844	△56,844	△56,844
当期末残高	200	△48,981	△48,781	△28,505

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	165	28,504
当期変動額		
当期純損失(△)		△56,844
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—
当期変動額合計	—	△56,844
当期末残高	165	△28,340

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	20,000	275	275
当期変動額			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	20,000	275	275

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	200	△48,981	△48,781	△28,505
当期変動額				
当期純利益		29,657	29,657	29,657
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	29,657	29,657	29,657
当期末残高	200	△19,323	△19,123	1,152

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	165	△28,340
当期変動額		
当期純利益		29,657
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△11	△11
当期変動額合計	△11	29,645
当期末残高	153	1,305

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当事業年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△61,886	25,634
減価償却費	7,860	4,498
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△164	151
受取利息及び受取配当金	△128	△225
有価証券利息	—	△10
助成金収入	—	△1,500
支払利息	1,585	1,992
固定資産除却損	39	—
売上債権の増減額(△は増加)	495	3,242
棚卸資産の増減額(△は増加)	155	△231
仕入債務の増減額(△は減少)	2,844	1,645
未払金の増減額 (△は減少)	△1,549	3,403
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△8,198	12,019
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,216	5,225
契約負債の増減額 (△は減少)	2,094	6,650
その他	2,661	2,896
小計	△55,407	65,393
利息及び配当金の受取額	128	166
助成金の受取額	—	1,500
利息の支払額	△1,603	△2,004
法人税等の還付額	—	1,695
法人税等の支払額	△3,933	△205
営業活動によるキャッシュ・フロー	△60,816	66,546
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	—	△9,861
有形固定資産の取得による支出	△3,446	△5,830
長期預け金の取得による支出	△4,000	△3,000
役員貸付金の回収による収入	10,184	—
その他	△492	112
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,245	△18,580
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	50,000	39,000
長期借入金の返済による支出	△37,458	△45,485
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,542	△6,485
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△46,028	41,481
現金及び現金同等物の期首残高	166,038	120,009
現金及び現金同等物の期末残高	※ ¹ 120,009	※ ¹ 161,491

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	8,012
減価償却費	1,652
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△77
受取利息	△208
支払利息	960
売上債権の増減額(△は増加)	△14,989
棚卸資産の増減額(△は増加)	△58
仕入債務の増減額(△は減少)	2,218
未払金の増減額(△は減少)	602
未払消費税等の増減額(△は減少)	△6,406
未払費用の増減額(△は減少)	1,530
契約負債の増減額(△は減少)	△1,783
その他	4,419
小計	△4,130
利息の受取額	237
利息の支払額	△942
法人税等の支払額	△400
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,235
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△546
無形固定資産の取得による支出	△197
長期預け金の回収による収入	8,000
敷金保証金の返還による収入	339
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,595
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	70,000
長期借入金返済による支出	△51,810
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,190
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	20,549
現金及び現金同等物の期首残高	161,491
現金及び現金同等物の中間期末残高	*182,041

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受託契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受託契約に係る損失見込額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、AI×クラウドサービス事業として、主に「SaaSサービス」、「SUBLINEサービス」及び「WEBサービス」を提供しております。これらのサービスから生じる収益は顧客との契約に基づき計上しており、それぞれの履行義務に関する情報は以下のとおりであります。

(1) SaaSサービス

「サスケ」をはじめとするSaaS形式のクラウドサービスを主として提供しており、これは契約期間にわたり概ね一定の役務を継続的に提供することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

また、SaaS関連の開発案件を受託しており、これは主に請負の開発であることから、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗率の見積りの方法として、見積総工数に対する発生工数の割合（インプット法）によって収益を認識しております。なお、期間がごく短い開発案件については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

SaaSサービスに関する取引の対価は、履行義務の充足時点、または概ね1か月以内に支払いを受領しております。また、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) SUBLINEサービス

IP通話サービスを提供しており、これは契約期間にわたり概ね一定の役務を継続的に提供することから、一定の期間にわたり履行義務を充足される取引と判断し、顧客との契約期間に従い収益を認識しております。

SUBLINEサービスに関する取引の対価は、基本的にはサービス利用開始後、概ね1か月以内に支払いを受領しております。また、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) WEBサービス

Webサイト等の開発及び保守管理サービスを提供しております。Webサイト等の開発については、主に請負の開発であることから、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗率の見積りの方法として、見積総工数に対する発生工数の割合（インプット法）によって収益を認識しております。なお、期間がごく短い開発案件については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、保守管理サービスについては、契約期間にわたり概ね一定の役務を継続的に提供することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

WEBサービスに関する取引の対価は、履行義務の充足後、概ね1か月以内に支払いを受領しております。また、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産(純額) 9,178千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末における回収可能性の検討においては、過去及び当事業年度の経営成績、課税所得及び税務上の繰越欠損金の有無を踏まえ、中期経営計画等を総合的に勘案し、一時差異等加減算前課税所得等を合理的に見積ると共に、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている要件に基づき分類し、その上で、一時差異の解消時期をスケジューリングし、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、当社が策定した中期経営計画における税引前当期純利益の数値を基礎として算定しております。なお、当該中期経営計画は、売上高予測をその主要な仮定としております。

当該見積りについては、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した

課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産(純額) 13,587千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末における回収可能性の検討においては、過去及び当事業年度の経営成績、課税所得及び税務上の繰越欠損金の有無を踏まえ、中期経営計画等を総合的に勘案し、一時差異等加減算前課税所得等を合理的に見積ると共に、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている要件に基づき分類し、その上で、一時差異の解消時期をスケジューリングし、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、当社が策定した中期経営計画における税引前当期純利益の数値を基礎として算定しております。なお、当該中期経営計画は、売上高予測をその主要な仮定としております。

当該見積りについては、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年8月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
貯蔵品	64千円	242千円
仕掛品	一千円	53千円

※2 売掛金のうち顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※3 「資金決済に関する法律」に基づき法務局に供託している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
投資有価証券(国債)	一千円	9,872千円
長期預け金	12,000千円	7,000千円
計	12,000千円	16,872千円

(損益計算書関係)

※1 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
一般管理費	19,039千円	18,658千円

※2 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
給与及び手当	106,045千円	102,905千円
役員報酬	52,980 "	56,880 "
広告宣伝費	66,822 "	51,623 "
減価償却費	4,292 "	2,758 "
おおよその割合		
販売費	47%	47%
一般管理費	52 "	53 "

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
工具、器具及び備品	39千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	400,000	—	—	400,000

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2020年ストック・オプションとしての新株予約権(第1回)	—	—	—	—	—	165
2022年ストック・オプションとしての新株予約権(第3回)	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	165

(注) 第1回及び第3回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	400,000	—	—	400,000

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2020年ストック・オプションとしての新株予約権(第1回)	—	—	—	—	—	153
2022年ストック・オプションとしての新株予約権(第3回)	—	—	—	—	—	—
2024年ストック・オプションとしての新株予約権(第4回)	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	153

(注) 第1回、第3回及び第4回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金	120,009千円	161,491千円
現金及び現金同等物	120,009千円	161,491千円

2 重要な非資金取引の内容

(資産除去債務)

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
重要な資産除去債務の計上額	一千円	1,156千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産による運用に限定し、デリバティブは行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に事業計画に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で約5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が月次で資金計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	133,730	132,063	△1,667
負債計	133,730	132,063	△1,667

(注) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」および「未払費用」については、現金であること、及び預金、売掛金、買掛金、未払費用が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	120,009	—	—	—
売掛金	59,619	—	—	—
合計	179,629	—	—	—

(注2) 長期借入金の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	41,148	38,208	27,134	20,080	7,160	—
合計	41,148	38,208	27,134	20,080	7,160	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	132,063	—	132,063
負債計	—	132,063	—	132,063

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産による運用に限定し、デリバティブは行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に事業計画に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で約5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

満期保有目的の債券は、国債のみを対象としているため、市場リスクは僅少であります。

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が月次で資金計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
満期保有目的の債券	9,872	9,683	△189
資産計	9,872	9,683	△189
長期借入金(1年内返済予定を含む)	127,245	123,426	△3,819
負債計	127,245	123,426	△3,819

(注) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」および「未払費用」については、現金であること、及び預金、売掛金、買掛金、未払費用が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	161,491	—	—	—
売掛金	56,377	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	—	—	10,000	—
合計	217,868	—	10,000	—

(注2) 長期借入金の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	47,297	35,210	28,156	15,236	1,346	—
合計	47,297	35,210	28,156	15,236	1,346	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	9,683	—	—	9,683
資産計	9,683	—	—	9,683
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	123,426	—	123,426
負債計	—	123,426	—	123,426

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

国債は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1 満期保有目的の債券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	9,872	9,683	△189
合計	9,872	9,683	△189

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

項目	第1回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2020年2月28日	2021年11月26日
付与対象者の区分及び人数	従業員15名	取締役1名 従業員37名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 7,400株	普通株式 65,200株
付与日	2020年2月28日	2022年1月1日
権利確定条件	第5【発行者の状況】1 株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】に記載のとおりであります。	第5【発行者の状況】1 株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した日から2030年2月28日	2024年1月1日～2031年11月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2026年7月1日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

項目	第1回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2020年2月28日	2021年11月26日
権利確定前(株)		
前事業年度末	7,400	65,200
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	7,400	65,200
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—

未行使残	—	—
------	---	---

② 単価情報

項目	第1回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2020年2月28日	2021年11月26日
権利行使価格(円)	250	798
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 2026年7月1日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位あたりの本源的価値の見積りによっております。本源的価値は、類似企業比較法により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	277千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

項目	第1回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2020年2月28日	2021年11月26日	2024年9月18日
付与対象者の区分及び人数	従業員15名	取締役1名 従業員37名	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 7,400株	普通株式 65,200株	普通株式 24,000株
付与日	2020年2月28日	2022年1月1日	2024年11月1日

権利確定条件	第5【発行者の状況】1株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】に記載のとおりであります。	第5【発行者の状況】1株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】に記載のとおりであります。	第5【発行者の状況】1株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した日から2030年2月28日	2024年1月1日～2031年11月25日	2027年1月1日～2034年8月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2026年7月1日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

項目	第1回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2020年2月28日	2021年11月26日	2024年9月18日
権利確定前(株)			
前事業年度末	7,400	65,200	—
付与	—	—	24,000
失効	2,200	30,200	—
権利確定	—	—	—
未確定残	5,200	35,000	24,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

項目	第1回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2020年2月28日	2021年11月26日	2024年9月18日
権利行使価格(円)	250	798	288
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 2026年7月1日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位あたりの本源的価値の見積りによっております。本源的価値は、類似企業比較法により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	4,336千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2024年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	23,644千円
未払費用	2,190 "
資産除去債務	3,430 "
その他	83 "

繰延税金資産小計

29,349千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2 △14,886 "

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △3,430 "

評価性引当額小計(注) △18,317 "

繰延税金資産合計

11,031千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △1,677千円

その他 △175千円

繰延税金負債合計

△1,853千円

繰延税金資産純額

9,178千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	23,644	23,644千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△14,886	△14,886 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	8,757	(b) 8,757 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金23,644千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産8,757千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2024年8月期に税引前当期純損失を61,886千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

当事業年度(2025年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 2	11,532千円
未払費用	4,277 "
資産除去債務	3,903 "
その他	941 "

繰延税金資産小計

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△1,286 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,903 "
評価性引当額小計(注) 1	△5,190 "

繰延税金資産合計

15,464千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,882千円
-----------------	----------

繰延税金負債合計

△1,882千円

繰延税金資産純額

13,587千円

(注) 1. 評価性引当額が13,127千円減少しております。この減少の内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	11,532	11,532千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△1,286	△1,286 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	10,245	(b) 10,245 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金11,532千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産10,245千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2024年8月期に税引前当期純損失を61,886千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.2%
(調整)	
住民税均等割	1.4%
評価性引当額の増減	△51.6%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△15.7%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年9月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.2%から35.0%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(2024年8月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

①札幌本社：使用見込期間を中期経営計画に基づき15年と見積り、割引率は0.253%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

②東京オフィス：使用見込期間を中期経営計画に基づき15年と見積り、割引率は0.136%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	10,007千円
時の経過による調整額	18 〃
期末残高	10,026千円

当事業年度(2025年8月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

①札幌本社：使用見込期間を中期経営計画に基づき15年と見積り、割引率は0.253%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

②東京オフィス：使用見込期間を中期経営計画に基づき15年と見積り、割引率は0.136%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	10,026千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,156 〃
時の経過による調整額	31 〃
その他	△80 〃
期末残高	11,134千円

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)	
	合計
SaaSサービス	416,980
SUBLINEサービス	202,058
WEBサービス	52,246
顧客との契約から生じる収益	671,285
その他の収益	62
外部顧客への売上高	671,348

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項（重要な会計方針） 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)	
	当事業年度 (2024年8月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	60,115
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	59,619
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	—
契約負債(期首残高)	52,794
契約負債(期末残高)	54,889

契約資産は、「SaaSサービス」「WEBサービス」の受託開発サービスにおける期末日時点の未請求の開発に係る対価に対する当社の権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。「SaaSサービス」「SUBLINEサービス」「WEBサービス」に関する対価は、顧客と予め定めた請求期日の到来をもって請求し、概ね請求期日の翌月末に受領しております。

契約負債は、サービス提供における当社の義務に対して当社が顧客から対価を受け取るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。これらは、履行義務の充足に関わらず、契約締結後概ね2か月以内等、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は50,562千円であります。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)	
	合計
SaaSサービス	433,444
SUBLINEサービス	248,956
WEBサービス	62,716
顧客との契約から生じる収益	745,117
その他の収益	—
外部顧客への売上高	745,117

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項（重要な会計方針） 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)	
	当事業年度 (2025年8月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	59,619
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	56,377
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	—
契約負債(期首残高)	54,889
契約負債(期末残高)	61,540

契約資産は、「SaaSサービス」「WEBサービス」の受託開発サービスにおける期末日時点の未請求の開発に係る対価に対する当社の権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。「SaaSサービス」「SUBLINEサービス」「WEBサービス」に関する対価は、顧客と予め定めた請求期日の到来をもって請求し、概ね請求期日の翌月末に受領しております。

契約負債は、サービス提供における当社の義務に対して当社が顧客から対価を受け取るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。これらは、履行義務の充足に関わらず、契約締結後概ね2か月以内等、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は53,157千円であります。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

当社はAI×クラウドサービス事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

当社はAI×クラウドサービス事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	SaaSサービス	SUBLINEサービス	WEBサービス	その他	合計
外部顧客への売上高	416,980	202,058	52,246	62	671,348

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社マイナビ	72,961	AI×クラウドサービス事業

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	SaaSサービス	SUBLINEサービス	WEBサービス	合計
外部顧客への売上高	433,444	248,956	62,716	745,117

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社マイナビ	76,822	AI×クラウドサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度(自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	船越 裕勝	—	—	当 社 代 表 取締役	(被所有) 直接 32.0 間接 20.0	—	当社銀行借入に 対する債務被保 証(注)1	86,250	—	—
							地代家賃に対 する債務被保 証(注)2	—	—	—

(注) 1. 銀行借入に関して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には期末借入残高を記載しております。

2. 事務所の賃貸借契約に関して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。地代家賃支払いに対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載しておりませんが、当事業年度の保証対象に係る消費税等を除く賃借料合計は、12,334千円であります。

当事業年度(自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	船越 裕勝	—	—	当 社 代 表 取締役	(被所有) 直接 32.0 間接 20.0	—	当社銀行借入に 対する債務被保 証(注)1	89,845	—	—
							地代家賃に対 する債務被保 証(注)2	—	—	—

(注) 1. 銀行借入に関して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には期末借入残高を記載しております。

2. 事務所の賃貸借契約に関して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。地代家賃支払いに対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載しておりませんが、当事業年度の保証対象に係る消費税等を除く賃借料合計は、12,334千円であります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり純資産額	△17.82円	0.72円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△35.53円	18.54円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
3. 当社は、2026年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△56,844	29,657
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△56,844	29,657
普通株式の期中平均株式数(株)	1,600,000	1,600,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権18,150株) なお、新株予約権の概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権24,150株) なお、新株予約権の概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	△28,340	1,305
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	165	153
(うち新株予約権)(千円)	(165)	(153)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△28,505	1,152
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,600,000	1,600,000

(重要な後発事象)

(株式分割の実施及び単元株制度の採用)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会決議により、2026年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行い、2026年4月15日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、2026年4月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。内容は次のとおりです。

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するためです。

(2) 株式分割の内容

① 株式分割する株式の種類

普通株式

② 株式分割の方法・比率

2026年7月1日をもって、2026年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式（普通株式）について、1株につき4株の割合で分割

③ 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	400,000株
株式分割により増加する株式数	1,200,000株
株式分割後の発行済株式総数	1,600,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

(4) 単元株制度の採用 単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
税金費用の計算	税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳

	当中間会計期間 (2026年2月28日)
貯蔵品	193千円
仕掛品	161千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
給与及び手当	52,051千円
広告宣伝費	33,913 〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	182,041千円
現金及び現金同等物	182,041千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

当社はAI×クラウドサービス事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	合計
SaaSサービス	235,883
SUBLINEサービス	138,829
WEBサービス	32,849
顧客との契約から生じる収益	407,563
その他の収益	—
外部顧客への売上高	407,563

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益	3.27
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	5,230
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	5,230
普通株式の期中平均株式数(株)	1,600,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予 約権24,150株) なお、新株予約権の概要は 「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2) 【新株予約権等の状況】」に 記載のとおりであります。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2026年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割の実施及び単元株制度の採用)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会決議により、2026年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行い、2026年4月15日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、2026年4月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。内容は次のとおりです。

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するためです。

(2) 株式分割の内容

① 株式分割する株式の種類

普通株式

② 株式分割の方法・比率

2026年7月1日をもって、2026年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式（普通株式）について、1株につき4株の割合で分割

③ 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	400,000株
株式分割により増加する株式数	1,200,000株
株式分割後の発行済株式総数	1,600,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

(4) 単元株制度の採用 単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

⑤ 【附属明細表】（2025年8月31日現在）

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄			券面総額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	満期保有目的の 債券	第377回利付国債（10年）	10,000	9,872
		小計	10,000	9,872
計			10,000	9,872

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	33,043	6,541	80	39,504	17,780	2,473	21,723
工具、器具及び備品	8,892	446	—	9,338	8,223	1,275	1,115
有形固定資産計	41,936	6,987	80	48,843	26,004	3,748	22,839
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	78,786	78,037	750	749
その他	—	—	—	33	—	—	33
無形固定資産計	—	—	—	78,820	78,037	750	783
長期前払費用	1,358	2,965	3,653	669	—	—	669

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	札幌本社内装工事	6,541千円
工具、器具及び備品	PC、PC周辺機器	446千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	札幌本社内装工事	80千円
----	----------	------

3. 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	41,148	47,297	1.6	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	92,582	79,948	1.7	2026年10月20日～ 2029年10月31日
合計	133,730	127,245	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	35,210	28,156	15,236	1,346

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	224	376	110	114	376

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (2025年8月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	45
預金	
普通預金	161,445
計	161,445
合計	161,491

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
PAY株式会社	23,530
株式会社マイナビ	5,806
株式会社FRU	2,750
アマノ株式会社	2,328
ストライプジャパン株式会社	1,941
その他	20,019
合計	56,377

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
59,619	817,239	820,481	56,377	93.6	25.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 棚卸資産

区分	金額(千円)
貯蔵品	
販売附属品	242
仕掛品	
システム受託開発	53
合計	295

④ 前払費用
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アマゾンウェブサービスジャパン合同会社	5,736
クラスメソッド株式会社	2,211
株式会社スペーストラスト	1,409
株式会社保険クリエーション	735
株式会社南大通ビル	662
その他	5,438
合計	16,194

⑤ 買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社クレディセゾン	20,324
クラスメソッド株式会社	2,695
アルコジ株式会社	1,459
株式会社オリエントコーポレーション	907
エスプリクト株式会社	770
その他	2,183
合計	28,341

⑥ 未払費用

区分	金額(千円)
未払給与	14,537
未払賞与	10,869
未払社会保険料	9,539
未払源泉所得税	443
未払固定資産税	107
合計	35,497

⑦ 未払消費税等

区分	金額(千円)
未払消費税等	17,170
合計	17,170

⑧ 契約負債

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ビジネスエンジニアリング株式会社	2,621
株式会社BAIRY	2,019
千歳相互観光バス株式会社	1,664
坂口電熱株式会社	1,493
株式会社プレッセ	1,460
その他	52,280
合計	61,540

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎年11月
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	株式会社アイ・アールジャパン 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	株式会社アイ・アールジャパン 全国各支店(注) 1
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。当社の公告掲載URLは次の通りです。 https://interpark.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①
発行年月日	2024年11月1日
種類	新株予約権（ストック・オプション）
発行数	普通株式 24,000株
発行価額	1株につき288円（注）3
資本組入額	1株につき144円
発行価額の総額	6,912,000円
資本組入額の総額	3,456,000円
発行方法	2024年9月18日開催の臨時株主総会に置いて、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有機関等に関する確約	（注）2

（注）1．第三者割当等による募集株式等の割当て等及び所有に関する制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- （1）特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式の割当（上場前の公募等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当て（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、新株予約権の行使による株式の交付（前に規定する新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者が、担当J-Adviserに対して、次項に定める事項について確約を行わせるものとする。

①割当又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6カ月を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）までの継続所有。

②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③その他同取引所が必要と認める事項。

- （2）当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2025年8月31日であります。

- 同規程施行規則第107条の規定に基づき、割当又は交付を受けた者は、担当J-Adviserに対して、割当株式等について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6カ月を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年を経過していない場合には、原則として、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
- 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、マーケット・アプローチのうちEV/EBIT倍率及びEV/EBITDA倍率による類似企業比較法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
- 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき288円
行使期間	2027年1月1日以降、2034年8月29日
行使の条件	第一部 企業情報 第5【発行者の情報】 1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

- 2026年5月15日開催の取締役会決議により、2026年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株式数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者との関 係
梶原 友昭	東京都豊島区	会社役員	24,000	6,912,000 (288)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社取締役)

(注) 2026年5月15日開催の取締役会決議により、2026年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の内容を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
船越裕勝(注) 1、2	北海道札幌市	512,000	30.8
須田祐馬(注) 1、3	北海道札幌市	432,000	26.0
株式会社ちえぶくろ(注) 1、4	北海道札幌市手稲区宮の沢3条2丁目1-27-601	320,000	19.2
株式会社SAM(注) 1、5	北海道札幌市中央区南18条西16丁目1-1-1102	320,000	19.2
梶原友昭(注) 1、3	東京都豊島区	24,000 (24,000)	1.4 (1.4)
高井伸(注) 1	東京都世田谷区	16,000	1.0
檜垣草平(注) 1、6	北海道札幌市	5,200 (5,200)	0.3 (0.3)
菊田一弥(注) 1、6	北海道札幌市	4,400 (4,400)	0.3 (0.3)
柴田英典(注) 1、6	北海道札幌市	3,600 (3,600)	0.2 (0.2)
鈴木芳美(注) 1、6	北海道札幌市	2,800 (2,800)	0.2 (0.2)
その他31名(注) 6		24,200 (24,200)	1.5 (1.5)
計	—	1,664,200 (64,200)	100.0 (3.9)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等(当社取締役)
4. 株式会社ちえぶくろは、当社代表取締役社長船越裕勝の資産管理会社であります。
5. 株式会社SAMは、当社取締役副社長須田祐馬の資産管理会社であります。
6. 当社の従業員
7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2026年7月21日

株式会社インターパーク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

田村 知弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鬼柳 陽平

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターパークの2024年9月1日から2025年8月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターパークの2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年8月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年7月21日

株式会社インターパーク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

田村 知弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鬼柳 陽平

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターパークの2025年9月1日から2026年8月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターパークの2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上